

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成24年11月12日 午前 9時30分 開会 午後 5時00分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	土橋秀雄委員長 高橋英俊副委員長 奥津勝子委員 片野哲生委員 高橋富美子委員 坂田よう子委員 清水弘子委員 渡辺順子議長
4 傍聴議員	二宮加寿子議員 三澤龍夫議員 竹内恵美子議員 鈴木京子議員 関 威國議員
5 説明員	中崎町長 二挺木政策総務部長 岩本総務課長 宮崎総務法制係長 二宮消防長 相田消防次長 関口消防署長 古正副主幹 市川副主幹 仲手川建設経済部長 服部環境美化センター所長 押野副所長兼廃棄物対策係長 藤本環境係長 岩崎税務課長 長岡副主幹兼町民税係長 今井資産税係長 和田参事(危機管理対策担当) 池田副室長 荒巻都市計画課長 青木副課長兼開発指導係長 小瀬村副技幹兼都市計画係長 由井旧吉田茂邸再建担当主幹 熊澤旧吉田茂邸再建担当主査 笹山建設課長 作古副技幹兼道路整備係長 岩田産業観光課長 大槻主幹兼観光推進係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 加藤 和男
7 協議等の事項	(1) 1市2町消防通信指令業務の共同運営に係る合意について (2) 平塚市と大磯町との間のごみ焼却施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についての協議について (3) 資源物の処理に関する事務の委託に関する協議について (4) 不燃ごみ及び粗大ごみの処理に関する事務委託に関する協議について (5) 大磯町環境基本計画(素案)に対する意見募集の結果について (6) 大磯町税条例の一部改正について (7) 大磯町の地域防災計画の修正について (8) 旧吉田茂邸利活用検討委員会の設置について (9) 大磯町都市計画湘南海岸公園区域の変更について (10) 幹線16号線整備事業について

(11) 新たな観光の核づくり認定事業の応募について

(12) その他

- ・（仮称）大磯町参与設置等には関する条例（案）について

8 その他

一般傍聴 1名

(1) 1市2町消防通信指令業務の共同運営に係る合意について

1市2町消防通信指令業務の共同運用について、3月26日に合意に至り、今後合意書の締結などの予定について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 消防で低減という言葉が使われている根拠は。費用が削減できるということだが、マイナス面は何かあるか。また、消防指令室がなくなって、その人員も要らなくなるのか。

答. 一般的に削減と同じ意味で使用したもので、予算全体の経費が下がるので、低減という言葉を使用した。マイナス面は、特に今のところは考えていない。平塚市の指令室へ職員を1名派遣する。当町の指令室はないが、無線台は配置して部屋に置いておく。

問. 指令室のコンピューターの改修をしたが、問題はないか。デメリットがあった場合、共同に関する合意書の中のどこで変更できるのか。

答. 平成16年にアナログのシステムを整備し、平成26年10月まで再リースする。
平塚の共同指令センターは平成28年4月1日から運用開始予定で、それまでは保守をしながら使っていく。変更については、合意書の12番の項目で、1市2町の長がその都度協議して変更をかける。

問. 共同指令センターのイメージは火災や災害であるが、交通事故やその他の救急の配置はどのようになるのか。

答. イメージは火災、救急を含めてすべての119番が集約される。

問. 救急車の要請は、今までと一切変わりなく行われるのか。

答. 今までのシステムと変わらない。新しいシステムでは発信地表示システムが整備され、場所は迅速に特定できる。

問. 救急車の配置の運用に関して、平塚、大磯、二宮の共通の決まりはどうか。配置しないことがあるのか。

答. 今まで大磯、平塚、二宮でやっていた方式でやっていきたい。救急要請では、配置しないことはない。

問. 共同運営、共同整備による4つの目的に向かって、具体的な考えや何か進めたいことがあるのか。

答. 共同整備により経費が安くなり、費用削減になる。指令システムは、新しいシステムを構築することで、広範囲なネットワークを広げることと、災害情報を平塚、大磯、二宮で持ち、近隣の応援体制を強化したい。

問. 平成28年5月までに、デジタル化により人員の低減ができるのか。

答. 平塚の指令センターに職員を派遣し、大磯町の職員は削減しない。指令センターに係る職員を現場に配置できる。

問. 指令センターの細かい内容の説明は、どこで知らせるのか。

答. 指令センターについての意味など、町民に知らせることを検討する。

問. 指令の業務に、OBを配置しているか。指令センターの人員の配置が、今後どのような配置になるのか。規約案が議案になるが、町長、市長が合意していることを前提に、規約のみ議会で審議することでもいいのか。

答. 協議会規約が案件になる。合意書は資料として添付しますが、案件ではない。平塚市の人員配置は、平塚市5名、大磯・二宮各1名が1日の当直人数である。現在大磯町では2名配置しているので、1名が共同指令センターに出向し、1名は現場に出て対応できる。

問. 2名体制でやっている現状が、平塚の指令センターに1名配置し、1名は消防や救急業務になるが、それ以上のプラスになることか。

答. 総数44名の消防職員の中で、現場に1人でも多く配置する。

問. 1市2町をすべて把握できるような、指令室の考え方の状態になっているのか。指令センターを1つにすることは、実質的な広域化の第一歩が始まったと思うが、そのような流れになっていくのか。

答. 協議会方式で平塚市からも派遣になり、指令センターの運用に当たり、約半年の研修を予定している。その中で平塚市、大磯町、二宮町の職員が、それぞれの地域のことを覚える。

湘南地区の4市、3町で検討したが、今回は平塚市、大磯町、二宮町1市2町で指令台を共同で整備する。広域化については大きな課題であり、今回の共同による整備とは違う。

問. 平塚市に新たに110番、119番の基地を置くと、指令が平塚に移るので、機械が壊れた場合に本部と大磯の連絡はどうなるのか。デメリットについてどう考えているか。

答. 119番の受信は、災害等により回線障害が発生した場合、回線の切り替えにより大磯町でも受信可能になる。また、無線の装置も大磯に子局を設置し、対応できるシステムを考えている。

問. 説明書を見て良いことだと思う。2年も3年も前からやっていたら良かったのではないか。今日いろいろ質問したので、今後いろいろ考えて進めてほしい。

答. 21年度末に4市3町の広域化がだめになったが、22年に平塚市が庁舎の建て替えに合わせて指令装置を移行することになり、平塚市から1市2町の話があった。指令装置のリースの関係で、切り替え時期が平塚、大磯、二宮がほぼ一緒であり、タイミングが合った。

(2) 平塚市と大磯町との間のごみ焼却施設の整備運営に関する事務の事務委託に関する規約の一部変更についての協議について

(3) 資源物の処理に関する事務の委託に関する協議について

(4) 不燃ごみ及び粗大ごみの処理に関する事務委託に関する協議について

平塚市の焼却場の本格稼働実施の変更と、臨時ごみの大磯町で受け付ける手数料の扱いの改正、資源物の範囲及び処理の開始時期、不燃ごみと粗大ごみの事務の委託範囲及

び経費の負担の協議について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 一般町民のごみであって、業者のごみはないか。また、手数料は広域化になると同じになるのか。資源ごみや不燃物も一旦受け入れていくのか。

答. 一般町民と小売り商店が個人的に持ち込む物を受け付ける。手数料は、現在協議を進めていて、できるだけ合わせていく。資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等は、資源ごみの4品目は、直接平塚市のリサイクルプラザへ搬入していく。容器包装プラスチックは、一旦受け入れして、大きい車に載せ替えて搬出していく。不燃ごみは、今現在の大磯町の分別収集区分を見直して、瀬戸物やガラス等は資源ごみ等と同じように平塚市に持っていく。粗大ごみは、今現在コール制をとっていて、この方法は変えないで、一旦は受け入れる。

問. この規約を締結するのに色々矛盾があるが、それを整理した後に規約を締結するのか。何をもちって小さい商店というのか。

答. 平成22年4月1日にごみの全体な動き等、大きくとらえた中で整理し規約等を定めた。大磯町は、ごみ処理施設が環境美化センター1つ、一方、平塚市は、焼却場、リサイクルプラザ、破碎処理場があったり施設が分散している。大磯町民が直接持っていくとトラブル等が想定できる。町民の利便性の向上として、なるべく大磯町で受け付けることで、町民の皆さんの負担が減る。小さい商店とは、店舗兼住宅として事業をやっている方を表現した。

問. 容器包装プラスチックの煩雑さは、どのように処理されていくのか。

答. 容器包装プラスチックの分別はかなり改善してきているが、違反ごみもあるので、回覧等で周知をしていく。大磯の廃棄物減量化等推進員と協力して、自分達の地区を回って周知のほうを図っている。

問. 容器包装プラスチックに緑の袋が使いなく、町民の方が納得していないが、説明はどうなっているか。

答. 平塚の施設に持っていくには、ごみの分別を見直さなければならないので、細かなところを調整していて、間もなく概略的な部分をお示しできる。容器包装プラスチックを変えたことで、町民から色々意見をいただいた。分別の見直しに反映していきたいので、現在、調整している。

問. 緑の袋について、早く結論を出してほしい。これからまた新たに、町民に分別等で理解を求め、何か分別することがあるのか。町民の方に慣れていただくことをすれば、町民は何もこれ以上変わることはないかと受けとめていいのか。

答. 緑の袋については、できるだけ早く示す。分別は平塚市に合わせていくとなると、一番大きなところは、燃えないごみの部分で分別の部分と、収集区分を変えなければならない。容器包装プラスチックだけで、前回3カ月かけて説明したが、このような状況を考えると、説明会等が少なく周知方法が少なかった。今年度末ぐらいから来年度にかけて、10月から変わるので、その間に説明会を開催し、早い段階で

まずは第一報を伝える。何か変更するに当たって、説明会、広報等への周知などで第一報を早めに出せるようにする。

問. 容器プラスチックのリサイクルは、きちんと説明し、広域化に対して大磯町の分別がこうなるという大きな流れを、なるべく早く見せられるようにしてほしいが。

答. 今回のプラスチックはまだ第1段階で、早い段階で分かりやすいフロー図を町民に示し、説明会も何回か行う。

要望. 早い時期にしっかりと議会に説明をして、意見を聞いていただきたい。

問. 説明会をやったが、各地域で効果があったか。

答. 3カ月で40カ所、計1,500人の参加者があり、効果があったと考える。

問. ごみを捨てる場所、集積場所に、パネルでごみの確認ができるようにすることはどうか。

答. 集積場所に看板等置くことは、これから分別を変えていく時に必要なもので、新年度に向けて対応していく準備をする。

(5) 大磯町環境基本計画（素案）に対する意見募集の結果について

大磯町環境基本計画（素案）に対する意見募集の結果が出ており、それに対する町の考え方について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 素案に対する意見で、取り入れられることを取り入れることは、一方的に意見を聞いたことにはならないか。

答. 取り入れられるものは、計画に取り入れていく。細かい内容は実施計画に反映する。

問. 期間については、優先順位があり何年までとしないと、全体の見通しができないと思うが。

答. 実施計画は、事業を抽出し単年度の目標を掲げるが、3年のスパンで事業量を見て目標値を決めて、実施状況の進行管理をする。

問. 基本目標と重点プロジェクトに関することで、「しよう」などの表現は「します」でなければとの意見の回答で、「町民、事業者、滞在者、町が共に協力することを目標としている」は納得すると思うか。4ページの4番は、質問と回答が噛み合っていないと思うが。5ページの11番は、質問に対してもっと具体的に回答できないか。

答. 回答は、漠然と大きな回答になっている。細かな点は、実施計画の中で見ていく。

要望. アンケートをもっと幅広くお願いしたい。

(6) 大磯町税条例の一部改正について

国の地方税法等の改正により、町の町税条例を改正することについて担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 均等割が 500 円単純に上がるのか。それにより防災や災害用に年間、10 年間どれくらい予定しているか。下水道除害施設の具体的に対象になっているところはどこか。拒否処理の理由及び不利益処分の理由の提示は、具体的にどういう案件でするのか。

答. 課税されている方 1 人当たり 500 円増える。現在課税対象は 16,000 人で、年間 800 万円程度増で、10 年間では 8,000 万円である。退職金も町県民税の課税があり、復興財源として活用できる。年間 300 万円程度を見込んでいる。

除害施設は、有害物質を含む汚水を浄化する施設で、有機化学物質を利用する工場、ファミリーレストランなど油等を利用する飲食店、理容室、クリーニング店、歯科医院等である。町の除害施設は、ガソリンスタンド、食堂等、床屋等である。

大磯町が防災に使えるお金は 10 年間で 8,000 万円、退職金が 3,000 万円から 3,500 万円で、合わせて 10 年間で 1 億円以上の事業をすることになる。

具体的にどのような処分に対してかは、更生決定、賦課決定等、督促、差し押さえの処分等である。従前は適用除外で、理由付記は必要なかったが、問い合わせに対して説明をしていた。

問. 施設を作ると、固定資産税を 4 分の 3 にすることで、率は前と変わらず同じにすることか。督促状とか差し押さえの時に、理由をつけることか。不利益処分の時、条例改正前から説明責任を果たしていたということか。

答. 下水道除害施設は、償却資産として地方自治法で決まっていたが、地方公共団体の特例で、3 分の 2 から 6 分の 5 の範囲内で率を決められるので、条例改正をする。

除害施設の課税は、地方の自主権で率を決められるが、町は地方税法に基づき 4 分の 3 にする。

賦課決定、督促差し押さえの納税者に対する不利益に対して、説明は除外だったが、従前から町税については説明していた。

償却資産は 150 万円以下は課税対象外である。除害施設の申し出で 4 分の 3 にできる。督促を出した時に、説明の要求があれば説明することを規定した。

問. 住民税の均等割は、震災の復興防災関係を重点に使うという、国の方針だと思いがどうか。

答. 個人住民税の均等割は、一般税源になっていて、防災の復興財源という中になる。

問. 10 年間の 1 億数千万円を、防災費用として充てる考えはあるのか。

答. 地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保として、地方税の臨時特例に関する法律に基づき税制改正された。23 年から 27 年の 5 年間に地方自治体で緊急防災減災事業を実施し、事業債を発行して、10 年間で返済する。25 年から 27 年までに早期に実施する事業を、財政サイドと調整している。

問. 油を除去する設備は、減価償却できるのか。

答. 除害施設は、償却資産の機械装置及び構築物で申告した場合、特例割合で減額措置の 1 つである。

償却資産を減価償却し残存価格に課税する時に、4分の3にする改正である。

問. 臨時特例に関する法律の住民税は、特例の税収入として記載されるのか。

答. 町民税の中で記載する。事業をやる年の額と起債の額、その後償還する額が入り複雑になるので、議会の条例資料の時に作成し、資金の流れも説明する。

問. 率について、分母を合わせられなかったのか。

答. 実際には、分母を12にすると12分の8、9、10になり約分した割合である。

問. 均等割を500円上げることは増税で、きちんと説明できるような方法を取らないと、理解が厳しいと思うが。償却資産は事業者側の資産に課税するので、課税方法の説明もできるようにしないといけないのでは。

答. 防災対策をこうしていくことを示す。各年度の当初予算において、起債を特定財源で充てるつくりをしていく。事業者側にきちんと趣旨を説明する。

問. 町が4分の3に決めた根拠を、明確にしないといけないが。

答. 法律に合ったものを、地域主権の流れの中で条例化したので、4分の3にした根拠を明確に説明する。

要望. 根拠が分かるように、資料を十分にしてほしい。

(7) 大磯町の地域防災計画の修正について

大磯町地域防災計画の修正経過と今後の作業スケジュールについて、担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 平成24年4月25日に、神奈川県防災会議で地域防災計画の修正の発表があった。

11月下旬に大磯町地域防災計画修正案作成とあり6か月かかるが、その間の説明をしてください。基本的な考え方の①自助・共助による取り組みの強化で、公助という言葉がないがなぜか。

答. 4月25日に、神奈川県防災会議で神奈川県の地域防災計画、地震災害対策計画編の修正が発表され、町は地域防災計画の修正作業を再開した。10月12日から11月11日まで県が、風水害等対策計画編のパブリックコメントを実施した。22年発注の委託は事故繰越したが、国や県の計画の見直しが終了しないことで、打ち切りした。

しかし、4月25日に神奈川県の地域防災計画がまとまったので、ここで修正作業を再開した。国や県の防災計画の内容と整合を図り、その内容を踏まえて将来的には整合を図っていく。自助・共助・公助は、それぞれの役割の分担に応じて、防災に対応していくことが減災を考えていく上では、非常に重要なことである。東日本大震災を踏まえて、行政ではすべてのものをカバーできない。国や県でも自助・助について、より一層、国民や県民にアピールし、町は町民にアピールをすることで、自助・共助を特出しした。

問. スタート（ここで）とは、いつのことを指しているのか。

答. 基本的には、県の計画、国の計画の修正が終わり、24年5月に危機管理対策室の体制が整い、作業に順次入ったので修正を再開したと明示した。

問. スタートは平成24年5月でいいか。

答. 5月より現行の体制で修正作業に当たった。

問. 平成24年5月からの修正作業の中身は、どういうことを行ったか。

答. 計画の検討の内容は、県の計画と整合性が図られているか、災害対策の応急対応の体制を反映するなど、前段の作業を進めた。

問. 公助の中身が町民に理解されてから、自助・共助になると思うがどうか。

答. 自助・共助・公助の三つがセットになっていて、公助を小さくすることでない。計画の中にも、自助とか共助を反映する。町の計画は、国の方針、県の計画に沿って見直し、県の見直しの方針を町の方針の中にも取り入れていく。24年度の再修正の方針にすることで入れたもので、町が独自に公助を削ったとかではなく、県と合わせて見直しの方針で定めた。

問. 大磯町は何年も前から共助でなく、自助・共助・公助をはっきりと講演会を通じてやってきた。昨年の東日本で急に変わったということは、間違いだと思うが。

答. 公助のみならず、自助・共助の部分をさらに強化しようとする視点で入れた。

問. 大磯町は平成23年2月にパブリックコメントをやっているから、もうやらなくていいのか。大磯町には24地区あり、防災に関わる人から、ここが違うのではないかと意見が出ないのか。

答. 23年にパブリックコメントはしている。今回、県の計画が変わり、県に合わせて変更していく。津波の想定が変わり、町民から広く意見を求め、国や県の方針に沿う見直しが必要である。24年を見直すので、パブリックコメントをもう一度できるといいとは思いますが、これからの地域防災会議で策定になるので、代表の方の意見を反映した上で、年度内に策定したい。

問. 個々の意見でなく代表の方の意見や、もう1回パブリックコメントをやっていたきたいが。

答. 県との協議も年内に始める。地域防災会議も、年内に1度開催し内容を見てもらい、年明けに再度意見をいただく。多くの意見をいただくような環境づくりに努力する。

問. 防災計画の中に、富士山の噴火は県の意向として考えているか。関東大震災の被害の資料で地盤が悪くどうなったなど、計画の中にそれを踏まえているか。

答. 地域防災計画は、災害が起きた場合の応急対策、それと復旧対策の計画では、災害が起きそう、起きる、起きた場合に、町がどういった体制で関係機関と協力して、その災害対応に当たるかということを決めていくもの。富士山の噴火は各都県が集まって検討している状況で、被害想定の結果が出れば、計画の見直しが必要になる。地震も、大規模な地震はもう策定済ですが、問題は地震がどこで起きるかなど、被害想定が変わると災害対策も変わり、計画の見直しになる。町は、南海トラフの想定でなく、県の津波の想定が大きいのでそれを基に進める。

歴史の中の資料は、被害想定が出ていれば計画に反映するよう、作業を工夫していく。

問. 富士山の記録は残っているので、防災対策を考えるのに調べてあるのか。

答. 富士山の噴火は検討が始まったばかりで、地域防災計画も国や県の方針で変更していく。富士山の歴史的資料は現在把握していないが、今後工夫していきたい。

問. 地域での自治会館等を使つての宿泊タイプの避難訓練や、要援護者への対策など進んでいくのか。

答. 防災ミーティングを開催し、実際に避難所を運営する町民参加の訓練に変更してきた。今後も訓練のやり方も、要援護に携わる方の意見を聞きながら、工夫し良い形にしていく。

問. 要援護者に対しての理解を得て、日ごろの安心を与えるために、要援護者の訓練を地域防災計画の中に入れて、実際に訓練も実施して計画を進めていただきたいが。

答. 要援護者の名簿に載っている方は、それぞれの状態、状況も違うので、自助、共助、公助の役割分担の中で、要援護者も自分で主体的に情報を得るなど、色々な方法を町も工夫していく。

問. 要援護者に行政側の考えをしっかりと伝え、計画の中に盛り込むことを知らせていただきたいが。

答. 民生委員や地域・町が協力していざ震災があった場合に、何が必要なのか、何ができるかなど、防災計画の策定に基づいて、個別のマニュアルの整備に入っていきたい。

(8) 旧吉田茂邸利活用検討委員会の設置について

新たな利活用検討委員会の設置について附属機関として位置づけるため、概要について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 吉田邸の基本設計の依頼は、基本設計図の作成か。宿場祭りでの募金活動の感触はどうか。

答. 7月末に町と県で基本協定、年度協定を締結し、今年度は町の事業に県の力をかりて、県が基本設計の業務に対応する。

多くの方に募金をいただき、再建に非常に力強い激励の言葉をいただいた。今後各イベントでPRを続けていきたい。

問. 6億円くらいの内容のものを作っていきたいので、半分は国から受け取り、あとの残り3,000万円位集めなければいけないが、3,000万円の目標に向かって寄附がいただけるか。

答. 町が用意するお金は3億で、基金にあるお金から2,700万円ほど足りなく、それを目標額にしている。イベントでは、募金に合わせて振込用紙を配布し、また、直接口座に振り込んでいただくなどの新しい仕組みも検討している。

問. 振り込みすると、ふるさと納税の控除になるか。委員会の設置目的は、基本的に博物館的な要素があるので、委員会が色々と提案していくので、専門的なことが土台になると思うが、委員会の設置の考えはどうか。

答. ふるさと納税の対象で、町から証明書を発行する。直接銀行振込みでは、名前と金額しかないので、今まではその方式を採用していないが、ふるさと納税を利用する場合には、連絡をいただき対象にする。

専門的な部分が大分多くなり、教育文化施設のところが基本ラインである。博物館文化教育施設という観点から、教育関係の方、博物館の事業に関して専門的知識実績もある方で、博物館の建設やリニューアル等の経験のある方、教育委員、郷土資料館などの運営委員会の方、地域の地元を代表する方、公募の方、運営経営面に関して専門的な方を考えている。基本設計の会社には町の考えを伝え、来年度の実施設計をその会社と結んでいきたい。

問. 吉田茂邸が、体験が核になり大磯の良い所、歴史的なもの、植物、色々な新たなものを見出していくミュージアムになることを期待しているが、精神的なところも聞きながら、良いものをつくっていただきたいが。

答. 生涯学習の場としての側面と、あとは地域活性化、地域振興、地域の起爆剤になるような施設運営も考えていくことで、委員会のメンバーの中に、歴史的建造物を有効に活用している民間の方も想定に入れている。

問. 募金活動で、吉田茂の切手やまんじゅうをイベントの会場で売ったりして、お金だけを集めるだけでなく、周りの人たちも立ち上がる形をとる方法もあるのではないか。

委員構成も前の検討委員会の人が入ることはないか。

設計から利活用に関しては、吉田茂及び吉田茂に関わる人たちのストーリー性やその中に遊びがきちんとないといけないことを踏まえて、設計をしてほしいが。

答. 募金に合わせての物品の販売は、将来的に再建後の目玉として考えたいが、著作権も発生し、今後の検討課題と考えている。前のメンバーが入るかは、今後検討する。

再建後の建物の基本用途は、博物館と考えている。展示公開、教育普及等の計画策定が基本になる。出来るだけ多くの方に来てもらうため、公園全体の中で興味を持たれるようにしていく。

問. 色々考えて、皆で力を合わせていくことが大事であるが、委員会構成でその他町長が必要と認める者3名はどのような方か。建物を造るのに、色々提案してやっていただきたいが。

答. その他町長が必要と認める者3名は、報道関係、研究所の関係者、またコンサルタントの関係者、旧吉田茂邸の再建検討委員会の関係者等を考えている。

問. 11月24日、25日の説明会は、最終的にどのような形で持っていこうと思われているのか。

答. 今月末24日、25日の説明会の内容は、タウン誌など報道関係に情報を流し、説

明をわかりやすいパワーポイントや図面等を用い、多くの方が参加していただけるよう周知に努める。

問. 多くの方に来ていただき、理解を高める町の姿勢を示していただきたいが。

メンバー構成で、財団法人吉田茂財団の方を入れて、飛躍的な発展性のあるものにしていきたいがどうか。

答. 農産物まつりの募金活動の中で、町民説明会も合わせて啓発していく。

メンバー構成は、説明したとおりですが、財団法人の方は定期的に連絡をしながら、再建に向かっていく。

問. 説明会への出席について、議会議長にしっかりとお願いし、その姿勢が町と議会が1つになって、吉田邸という大きなものを、再建の方向に持っていくことだと思うがどうか。

答. 再建の検討委員会が立ち上がった時から、オール大磯で議会、町、町民、三位一体で頑張っていくことだが、配慮が足りなかった。

問. 11月25日日曜日大磯中学校の体育館での説明会は、開始時間は10時でよろしいか。

答. 午後の2時からである。

問. 議会報告会のことを区長と話した時に、議会報告会で吉田邸の報告があつていいのではと言われたが、議会と吉田茂邸について話し合いたいと言われたのではない。

説明会は町民が非常に関心を持っているので、理解していただけるように気を配り、町が自ら知らせていく機会が必要ではないか。

答. 今後、旧吉田邸の再建に向けた取り組みは、大きな動き、節目節目の動きがあれば、広報等を活用し町民に情報を提示していく。

要望. 維持管理は町であるが、維持管理費に年間どの位税金をこの中につき込むのかがあり、町民に十分経済効果で返せるような、明るい希望を一つでも説明会でやっていただけたら、町民も納得すると思う。建設と維持管理を町が負っていくので、経済効果が波及できる話を考えていかないと、町民に受け入れてもらえない。それを念頭に説明会に臨んでほしい。

(9) 大磯町都市計画湘南海岸公園区域の変更について

東町から平塚にかけての都市計画湘南海岸公園区域の見直しについて、現在の進捗状況について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. サンキッズ大磯の建て替えと並行しているが、そちらが遅れないで現実的にできるスケジュールになっているか。

答. 都市計画の変更は来年の3月だが、これと並行してサンキッズの鉄筋コンクリートでの建築に関するまちづくり条例の手續等も、都市計画の手續と並行して進めていく。

- サンキッズが3月までに工事契約をしなければならないので、それに向けて並行して手続きを進めていく。
- 問. サンキッズの建て替えは、このスケジュールでできるのか。また、都市計画審議会はこのスケジュールでいくのか。
- 答. スケジュールどおり進めば、サンキッズ大磯は鉄筋コンクリートで建てられる。都市計画審議会の会長とも、サンキッズの関係のことが含まれていることで、打ち合わせをしながら進めている。
- 問. 案の縦覧は、今出ているのが案になるのか。都市計画審議会で国土交通省の土地は公園ということがあるが、それを含めて新しい案になるのか。
- 答. 原案から案を作成するのに、国土交通省のところは公園区域に残すことで協議しており、前向きな回答をいただいているので、それにより案を作成する。
- 問. 都市計画法の公園区域を外す区域は、一般の住宅や県の土地など様々なことを検討されたのか。
- 答. 砂浜の部分がすべて官地や保安林の指定など、今回公園として残す部分は地形地物で区切る形で整理した。
- 問. 本当にないか。
- 答. ここから先は、松は植わっていない。
- 問. 県の土地が残っているところがあるが、公園でないから今回は関係ないのか。
- 答. 湘南海岸公園区域に設定されていない地域で、除いている。

(10) 幹線 16 号線整備事業について

幹線 16 号線整備事業の測量が完成し、どのような道路整備が可能なのか、そのたたき台について担当課から説明があった。

◎主な質疑

- 問. 住民説明会で案について意見を聞くが、どちらも嫌だと言われたらどうするか。
- 1つの意見として、前々から現在までにできていない道は必要ない道、これからも優先順位は低い、必要はあるが優先順位は低い。この幹線道路の長さで、何年間で完成させるのか。28号線の歩道は20年かかっている道路計画である。ある意味、モータリゼーションの時代は終わったと思うが。
- 答. 幹線 16 号線の整備計画は、トンネル工事を行い、その後 J R 清算事業団から用地取得を行った。今回、まちづくり基本計画にも地区幹線道路の位置づけのもと、J R 用地を利活用し整備工事を進めていく。28号線は用地の協力をいただいで、整備を行っている。16号線は J R 用地を取得し、J R と協議して単年度で整備していきたい。
- 問. 住宅地で住民の方が沢山反対するようであれば、納得していただくまで凍結する姿勢でいってほしいが。それと、お金とその先の整備はどうなっているのか。
- 答. 賛成する方、反対する方の意見があるので、アンケートを行い、総合的に判断す

る必要がある。平成 15 年に公社で道路用地買収して以降、一般質問で当時の町長は、一貫して整備が必要であるということで、理解を求めた答弁をしている。まちづくり基本計画作成時にも、小磯地区の説明会で、最終的に地域に合った生活道路として整備をしていくとなっている。なかなか進んでいないが、道路計画は進めている。

2つの案の提示した段階で、工事費は計画案が詰まっていないので、算定していない。今後、意見をいただきながら具体的に計画を決めた中で、工事費の算定、用地取得面積の確定など順位やっていき提示していく。

問. 総論が賛成で次に各論になってくる。その時に一番被害を及ぼすのは、そこに住んでいる人たちであるから、その人の意見をきちんと吸い上げていくことが何より必要である。地元説明会をしました、はい終わりましたという形にならないように、きちんとしていただけるかどうか。

答. 道路計画案は、引き続き 12 月に 2 回目の説明会を予定し、特に近隣住民を対象として意見交換を行いながら、この道路計画を進めていきたい。

問. 車が入ってこないが、バイクや自転車が通れる道で、バイクや自転車の交通事故は今までになかったのか。過去の中で火事とか、救急車が要請される中で、通れなかったことはあったのか。

答. 軽車両の事故は、報告を受けていない。消防の関係、救急搬送の関係は、現状ある道を活用し中まで入れないところもあるが、それを踏まえて、救急対応されていると思う。

要望. 大きな火災が起きた時に、どのような対応ができる道なのかも含めて、これから是非考えていただきたい。

問. 地域に合った道路にしたい、安心安全のためのというのが目標なのか。16 号線は結構厳しい状況だと思うが、狭い道もあり、そこをどう考えているか。

答. 今回、J R 用地の東鉄工業が使っているところから、西側から約 200 メートルの整備をしていき、小学校のカードまでどのような道路計画を進めていくべきか、広く意見交換、情報提供しながら道路計画を進めてまいりたい。

問. 資料は、行政が考えた車道も歩道も入れて 6 メートルにするもので、16 号線沿いに住んでいる方達の希望の形ではないが、そのところをどう考えているか。

答. 説明会だけでは意見を吸い上げることは難しいので、事前にアンケートをして判断することも必要である。反対する理由を受け止め、お互い歩み寄っていくことが必要なので、きちんと話し合いを続けていきたい。

問. 事前にアンケート調査をして、幅広く近隣の方の意見を聞くとこともあるが、行政のゴリ押しで進んでいくのではないかなという懸念があるが、行政の考え方は。

答. 説明資料の 2 つの提案は、東鉄工業のところから公社用地までの約 200 メートルを施工した場合で、沿線の方の意見を色々伺った中で、この道路計画を進めていくと考えている。単年度でできるからといって、町はゴリ押ししていく考えはない。

公社用地から大磯小学校前までのカードの工事は、皆さんの計画に対する意見を

踏まえた中で、道路計画を立てていきたいと考えている。

要望. 必ず物事は賛成があれば反対がある。道路をつくるということは、5年後、10年後、高齢者が安心、安全というのは、救急車、消防車が目の前に止まることで、皆さんがものすごく感謝している。地域の道は4メートル以上を考えていかないと、これからは地域の住民の安心安全につながらない。町民としてあの道を通してほしいのか、いらぬのか、しっかり掴んで前へ進んでほしい。

問. 図面は、長さ、幅、そして工期を形にして、住民に出す時は、小出しではなくきちんとしたものを出していかないと、まずいと思うが。

答. 住民説明会で広く意見交換を進めていく中で、提案した2つの案の概算費用等算定し、提示していく。整備の年次は、来年度中にやる予定ではないので、住民に説明する時には、誤解を招く発言はしない。

(11) 新たな観光の核づくり認定事業の応募について

新たな観光の核づくり認定事業の第2期の提案募集に応募するため、その内容について担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. スローライフが似合う日本一の保養地・大磯というのは、提案名称としては大丈夫か。組織形態で、大磯に住んでいる外国人の方が入っていないのは、マイナスという気はするが。

答. 明治のままの保養地ではなく、新しい形で大磯が持っているものを生かしながら、日本一の保養地にしていきたいということで、今回整理した。大磯の魅力をうまく組み合わせながら、どういう形にしようかというのも検討していきたい。組織形態は固まったわけではなく、色々な方たちの参加をいただき、観光地、国際観光、大磯の魅力をアップしながら、多くの方たちに来ていただきたいという形で今回整理した。

問. 大磯はブランド品をつくり上げてきたりとか、そこまできていない気がするが。

答. 募集の機会を活かして、大磯のよさをPRしていきたい。大磯ブランド戦略を皆さんで考えていきながら、その実現の手段として、色々な大磯の個々のブランドを生かしながら、相互に高まる形にしていきたい。

県が出している認定事業のポイントは、地元の本気度、やる気、盛り上がりである。行政が皆さんの意見を聞きながら目標を設定することで、1つの目安ができる。

問. 国際保養地としての観光はどうかと思うが、滄浪閣の隣の良い建物も細分化されていくと、本当にその魅力がなくなるので、最後のとりでと思っている。町民はどこが大磯にとって魅力あるのかを、それぞれいろいろなところの分野を見つけていくことが必要で、実際に24個の寺院と24個の神社がある町もそうないので、そういう意味でもおもしろい町なので、是非進めていただきたいが。

答. 大磯を訪れる外国人はほとんどいないが、大磯の持っている良さ、地域性があり、

それを組み合わせていながら、外国人、日本人に大磯の良さを知ってもらい、来ていただきたい。

問. 提案概要の文書で、湘南発祥の地の健康、海、緑のところを駆け抜けてというようなフレッシュさ、光が差し込むような提案の文章が良い気がする。庭園文化圏事業をきちんとやるためには、特区を組んでいき、大磯が庭園文化圏の交流園への核になる。

認定のポイントの中に、大きく国際的な発想をプラスしなければならないとあり、プリンスホテルもあるので、国際観光の目線でいくならそのことを考えたかどうか。

答. 提案の概要の意見は、そのような形でさらに考えて良い文書にしていきたい。旧別荘地の活用は、第一種低層住居専用地域に別荘が建っていて、所有者が活用できない。

所有者と話し合いを持ち、活用していただけるよう、県と協議していく。外国人に関しては、東アジア系の方が楽しめる形も今後検討するのが課題です。

問. 一般質問で、産業観光の計画、案がないと言ったと思うがどうか。

答. 観光の計画自体は総合企画書にあるが、抽象的すぎると言われている。具体的な観光の核づくりという具体目標を出すことにより、民の盛り上がり期待できるので、観光計画の作成とは別に、新たな観光の核づくりの認定事業に手を挙げた。

問. 大磯町の行政として、これを絶対やりたいと、そのためにみんなの力を借りながら、お金を出してやっていくというものが1本出てくることで、皆で作りに上げていく。大磯港の大磯市、旧吉田邸など、この計画とともにこれを絶対売り込むというものはお持ちか。

答. 総合計画に観光の計画があり、それが基本計画で終わっている。今町でそれを具体的にこういう事業をやりたいという、実施計画的なものを整理して、観光推進連絡会議の中で議論している。個別の観光計画を、今つくるのはなかなか難しい。観光産業という形になれば、観光計画をつくっていくという機運も盛り上がり、策定になっていく。事業は、旧吉田邸の再建、大磯港の中の交流施設、これ以外にも大きな地域資源があり、今回整理をした中で、これらをいかに結びつけていくか色々な組み合わせができると思う。

要望. 我々は、大磯は歴史の宝庫であるという自負を持って、やってもらいたい。

(12) その他 (仮称) 大磯町参与設置等に関する条例 (案) について

条例案を提案する地方公務員法に規定する特別職の参与の設置について、担当課から説明があった。

◎主な質疑

問. 今大磯町で考えている参与の仕事は、限定している形になるか。

答. 地方公務員法に基づく参与職の規定または条例を定めていて、町長が委嘱の時に職名を付ける。

- 問. 今、名前を付けることはできないか。
- 答. 条例、規則の制定で具体的な名称は付けない。
- 問. 今年度5月から職員の新構成になり、参与の位置はどこに当るか。
- 答. 参与は非常勤特別職になる。立場は町長のアドバイザーでアドバイスする補佐役になる。各市町村により配置は様々である。
- 問. 今年度の5月に危機管理対策室ができ、それとの関連でどこに配置されるのか。
- 答. 職員は職員だが、非常勤の特別職で、ある程度組織の中に組み込まれるが、決済権もない。独立した組織ということも言えるので、市町村によって様々である。
- 問. 都市計画、防災対策と観光施策のどこに、参与としてアドバイザーが欲しいのか。
- 答. 今回条例案を出し、まず制度をつくりたい。制度を置いて、臨機応変な対応をしたい。
- 問. 参与の非常勤として採用する方法は、制度をつくった後に考えるのか。
- 答. まず制度をつくり、その時々課題に応じて臨機応変に設置したい。
- 問. 葉山は副町長を公募したが、アドバイザーを選ぶときに採用方法を考えるのか。
- 答. 予算もあるが、制度的には3人以内参与を置く条文にしたい。採用は、町長がこの人に任せたいとか、公募で採用することも想定している。
- 問. 副町長の選任が先ではないか。選定の方法も、非常勤とは言いながら、やはり公正性と公平性を保つための選び方として、公募をかけるとか、そういう思いが町側からの熱意というものを私は感じる。1年契約と書いてあるが、再任を妨げないのか。
- 答. 町長としても副町長は置きたい。適切な人材がいれば置きたいということで、我々職員も是非副町長を置いてほしいという願い、思いは町長に伝えている。公平性の考え方は、公募や今までの実績等を踏まえて選定することもある。予算は、日額で金額は特別職と均衡をとる。最長1年の委嘱期間とし、再任は妨げない考えである。
- 要望. 非常勤で職務権限がない。選定方法も公平性公正性を保てるようなやり方をさせていただければ、理解をできる。議案になって質問するので、きちんと根拠を整理整頓しておいてほしい。
- 問. 条例でいくと重要な施策政策及び事業について、町長の求めに応じて、専門的かつ技術的な助言又は提案を行いますという形なので、この各種審議会の有識者の意見との関連はどうか。一般職員の命令系統で、政策会議との関連は。非常勤で日額で払うことで、勤務状況は月に1回なのか。
- 答. 審議会等は町の附属機関で、町長が課題について諮問し、答申を得て町政に生かす。今回の参与は非常勤で町の職員、町側になるので、直接的に専門的な件に限定して、町長のアドバイザーとなる命令系統であるが、決裁権は持たない。参与が、各課の上に立って決裁等命令する形ではない。政策会議には、非常勤特別職という身分であるので、庁議の中には入らないが、オブザーバー的に入ることは考えている。勤務状況は、週に1回とか、月に1、2回程度と考えている。